〈令和４年４月１日現在・完成計画〉

事業継続計画（ひな形）

社会福祉協議会編

（インフルエンザ等感染症）

令和４年４月

社会福祉法人○○○社会福祉協議会

＜ 目 次 ＞

Ⅰ　事業継続のための方針　・・・・・ P 1

Ⅱ　本計画で想定する緊急事態と被害想定

（1）感染流行による被害想定　・・・・・ p 2

（2）新型感染症の発生段階　・・・・・ p 3

（3）国内感染期においても各班で継続する業務　・・・・・ p 4

（4）職員が感染した時の対応　・・・・・ p 4

（5）職員の家族が　感染した時の対応　・・・・・ p 4

Ⅲ　新型感染症感染時の報告、受診、出勤の制限

（1）罹患等の報告　・・・・・ p 5

（2）受診、就業の制限　・・・・・ p 5

Ⅳ　構成役職員の代行順位　・・・・・ p 5

参考資料

フローチャート①

フローチャート②

発生段階ごとの感染防止のルール

本計画を策定するにつき参考とした資料

1　東温市業務継続計画
2　厚生労働省新型インフルエンザ対策行動計画
3　「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」平成25 年6 月（平成30 年6 月一部改定 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）
4　「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」（平成27 年3 月 厚生労働省）

Ⅰ　事業継続のための方針

本市において、新型インフルエンザウイルス、新型コロナウイルス、ＳＡＲＳ等新たな感染症も社会に大きな影響を与えている。

本会は、権利擁護や障害福祉、介護事業など市民の皆様の生活に直結する福祉サービスを幅広く提供しており、感染症発生時であってもできる限り福祉サービスを提供し、ご利用の皆様や市民の皆様の生活を守ることが重要な使命であり、そのためには平時の備えが欠かせないものと考えている。

本計画では、通常業務の実施が困難となるような感染症を念頭に、被害の想定、業務再開の流れとそれに要する時間を明らかにし、検討結果をもとに、日常の備えや訓練、計画の維持・更新も盛り込むこととしている。

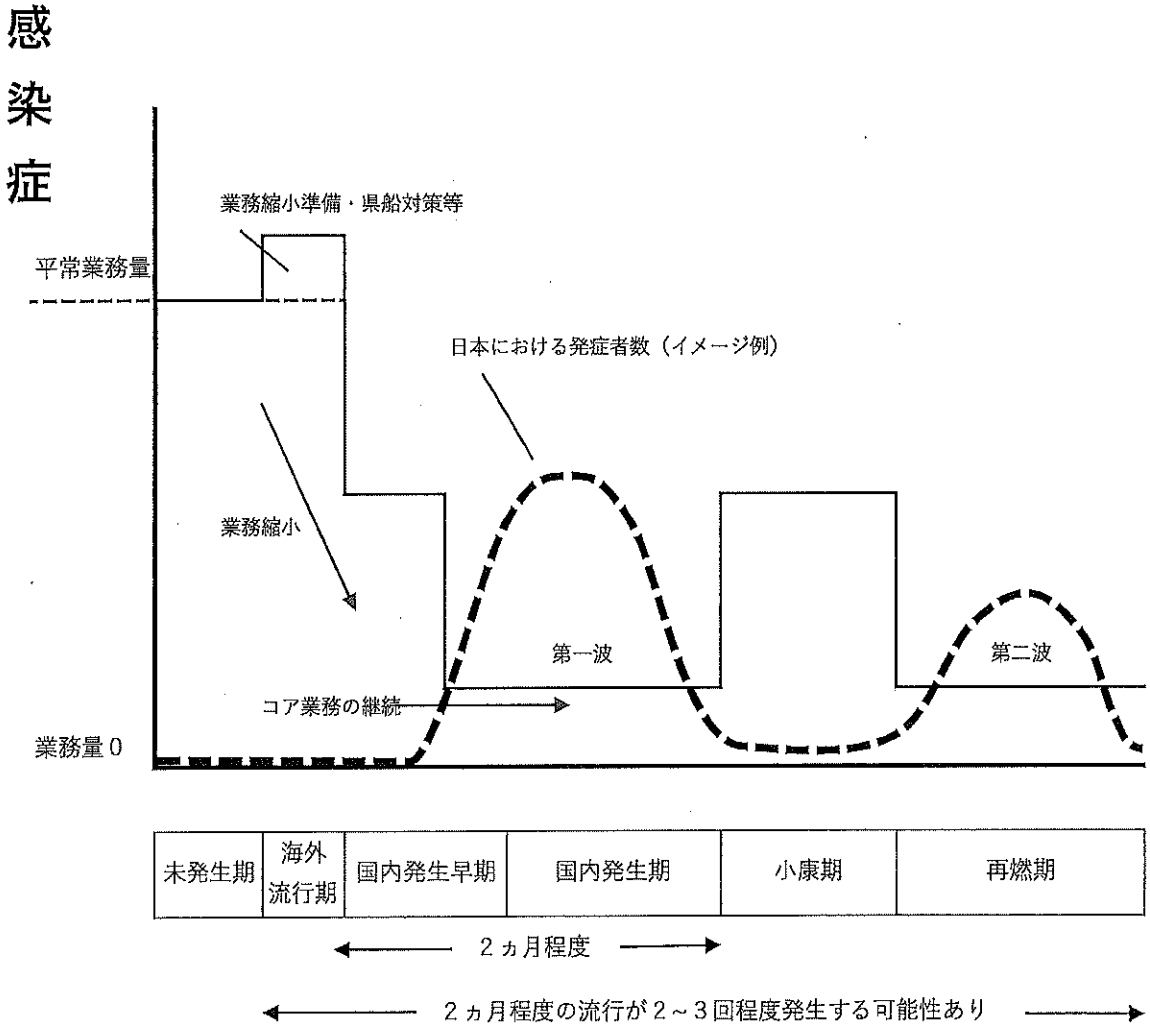

Ⅱ　本計画で想定する緊急事態と被害想定

本計画では、次の点を緊急事態と想定する。

感染症の流行

感染症（新型インフルエンザ、新型コロナウイルス、ＳＡＲＳ等の重篤な症状を呈する感染症をいう。）が流行し、利用者、職員のいずれかに感染者が出た。感染者は長期にわたって連鎖的に続いていくため、終息までに１～１２ケ月程度を要するものと想定する。

（１）感染症の流行による被害想定

人員	時間の経過とともに職員、家族に感染が拡大し、出勤可能な職員が減少していく。利用者が減少し、流行期を過ぎても利用再開にいたらない人が出る可能性がある。
施設	施設内に感染が拡大し、消毒・洗浄が終わるまで使用不可。
資材	感染症の流行にともない、マスク・消毒液など、感染予防に必要な衛生用品の使用頻度が増加し、備蓄が減少する。 全国的な流行になり補充が困難になる。
資金	会計担当者の感染により、支払い等が滞る可能性がある。
情報	職員の感染により欠勤した職員の担当に関する情報が分からなくなる恐れがある。

（2）新型感染症の発生段階

発生段階	状　態
未発生期	新型感染症が発生していない状態
海外発生期	海外で新型感染症が発生し、WHOによりフェーズ4（コミュニティレベル）でヒトヒト感染の継続的な発生がある）宣言発出
国内発生早期	いずれかの都道府県で患者が発生したが、疫学リンクは追える状態 和歌山県内で患者が発生した状態
国内感染期（緊急事態宣言等発令期）	いずれかの都道府県で疫学リンクが追えなくなる状態
小康期	患者発生が低水準にとどまり、大流行は一旦終息した状態

発生段階	感染症への対応
未発生期	通常の業務ならびに通常の感染症対策を実施する。安全・衛生委員会で感染症に関する情報の提供や衛生教育を実施する。
海外発生期	海外での発生状況や国の感染症対策について情報を収集する。必要に応じ感染症対策の物品の買い増しを行う。職員に感染症情報を周知し、海外渡航や海外からの帰国者と接した場合の届け出を求める。
国内発生早期	国、県の感染症対策や近隣市町村の状況について情報を把握する。国や県の指針に基づいて感染予防の対応を行う。 感染が拡大している都道府県への出張を縮小又は延期や中止する。一部の業務について、実施方法の変更や延期、休止等の対応を行う。 ～～和歌山県内発生の場合～～ 職員の健康チェックを行う。場合により出勤を制限する。 職員に不要不急の県外外出の自粛を要請する。 感染症対応物品の在庫管理を強化する。
国内感染期（緊急事態宣言等発令期）	国や県の指針に基づいて感染予防の対応を行う。多くの業務について、実施方法の変更や延期、休止等の対応を行う。 職員の健康チェックを行う。場合により出勤を制限する。職員に不要不急の県外外出の自粛を要請する。感染症対応物品の在庫管理を強化する。
小康期	国や県の指針に基づいて感染予防の対応を行う。段階的に通常の業務に変更していく。

（3）国内感染期においても各班で継続する業務

総務班	・職員の勤怠管理、健康チェック ・各種支払い、請求事務 ・必要物品の購入
管理育成班	・あいあいセンター管理業務 ・市民大学
地域福祉班	・ ・ ・ ・ ・ ・
生活支援班	・ ・ ・ ・ ・ ・
介護福祉班	・ ・ ・ ・ ・ ・
ふれ愛センター	・ ・ ・ ・ ・ ・

業務継続にあたっては国や県の指針に基づいて、感染予防対策を実施する。これらの業務であっても、感染の状況によっては業務を一時休止することがある。

（4）職員が感染した時の対応

保健所へ報告を行うとともに保健所の指導に基づき、センター内の消毒、職員の健康チェック、業務の休止と再開を行う。〈フロートチャート１を参照〉

（5）職員の家族が感染した時の対応〈フロートチャート２を参照〉

Ⅲ　新型感染症感染時等の報告、受診、出勤の制限

（1）罹患等の報告

次の場合、職員は所属長に報告する。各所属長はそれを事務局長に報告する。

①新型感染症に職員やその家族が新型感染症に罹患した場合

②職員やその家族が新型感染症の流行地域へ外出する場合

③職員宅に新型感染症の流行地域から帰省者や訪問者があった場合

（2）受診、就業の制限

職員やその家族が新型感染症に感染した場合や上記①から③の場合、必要に応じて職員の出勤を一時停止して感染の予防を行う。

Ⅳ　構成役職員の代行順位

緊急事態が発生した際の代行順位は以下のとおりとします。

職務代行の対象者	代　行　順		
	第1	第2	第3
事務局長	事務局次長	総務管理室長	地域福祉推進室長
事務局次長	総務管理室長	地域福祉推進室長	総務班長
総務管理室長	総務班長	管理育成班長	
地域福祉推進室長	地域福祉班長	生活支援班長	介護福祉班長

関係機関連絡先

行政機関

和歌山市役所　高齢者・地域福祉課	073－435－1063
〃　障害者支援課	073－435－1060
〃　総合防災課	073－435－1199
〃　保健所　保健対策課	073－488－5118
和歌山県社会福祉協議会	073－435－5220

医療関係

和歌山県医科大学附属病院	073－447－2300
日本赤十字社和歌山医療センター	073－422－4171
和歌山ろうさい病院	073－451－3181
公立那賀病院	0736－77－2019
海南医療センター	073－482－4521

【フローチャート１】

職員が新型感染症（コロナ）に感染した場合

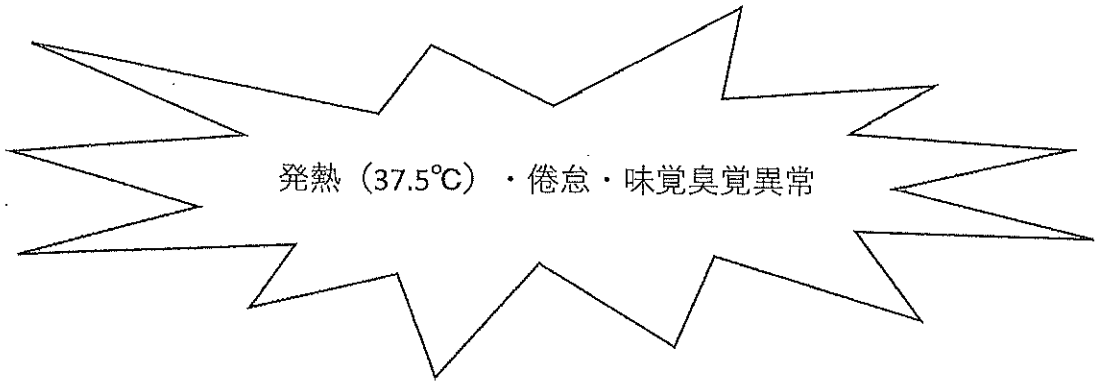

疑いの段階から所属長に電話で報告し指示を受ける

自宅待機

医療機関に相談・受診・検査指示

帰国者・接触者相談センター(073-488-5103)に相談する。24H対応

陰性

陽性

所属長に報告する

就労禁止

可能の限り、病状の報告を逐次いれること。

完治したら出勤可能とする

保健所・医療機関音指示に従い治療を継続する

医師の許可がおり、完治したとみなされたら出勤可能とする

【フローチャート２】

家族が新型感染症（コロナ）に感染した場合

発熱（37.5℃）・倦怠・味覚臭覚異常

疑いの段階から所属長に電話で報告し指示を受ける

職員自宅待機

家　族

医療機関に相談・受診・検査指示

帰国者・接触者相談センター(073-488-5103)に相談する。24H対応

職　員

所属長にその旨を報告出勤可能とする

陰性

陽性

就労禁止

濃厚接触者のため検査を受ける

保健所・医療機関音指示に従い治療を継続する

医師の許可がおり、完治したとみなされ、職員が感染していないと確認されたら出勤可能とする

○　自然災害と感染症の 相違点

自然災害（地震、風水害等）においては、優先業務を継続しながら、できる限り早期の事業復旧を目指します。しかし、感染症流行下においては、職員や利用者等が感染するリスクや社協としての社会的責任などを勘案して、事業継続のレベルを決める必要があります。その他、被害の対象や影響範囲、期間など自然災害と感染症では異なる点が多くありますので、その特徴をしっかりとらえておく必要があります。

【参考－1】 BCPにおける 地震災害と新型インフルエンザとの違い

項目	地震災害	新型インフルエンザ
事業継続方針	○できる限り事業の継続・早期復旧を図る	○感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、事業継続レベルを決め、事業を継続
被害の対象	○主として、施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	○主として、人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	○被害が地域的・局所的（代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能）	○被害が国内全域、全世界的となる（代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実）
被害の期間	○過去事例等からある程度の影響想定が可能	○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
被害発生と被害制御	○主に兆候なく突発する ○被害量は事後の制御不可能	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が必要 ○被害量は感染防止策により左右される
事業への影響	○事業を復旧すれば業績回復ができる	○集客施設等では長期間利用客等が減少し、業績悪化が懸念される

出典：『新型インフルエンザ等対策ガイドライン』 平成 25年 6月（平成 30年 6月一部改訂 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）

自然災害

図表－１　業務継続計画の実践に伴う効果

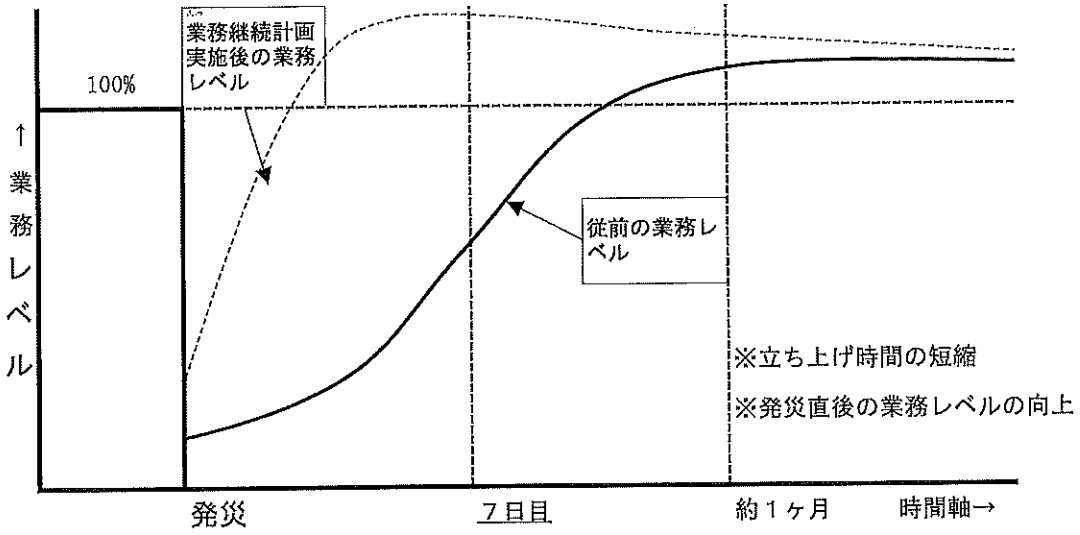

感染症

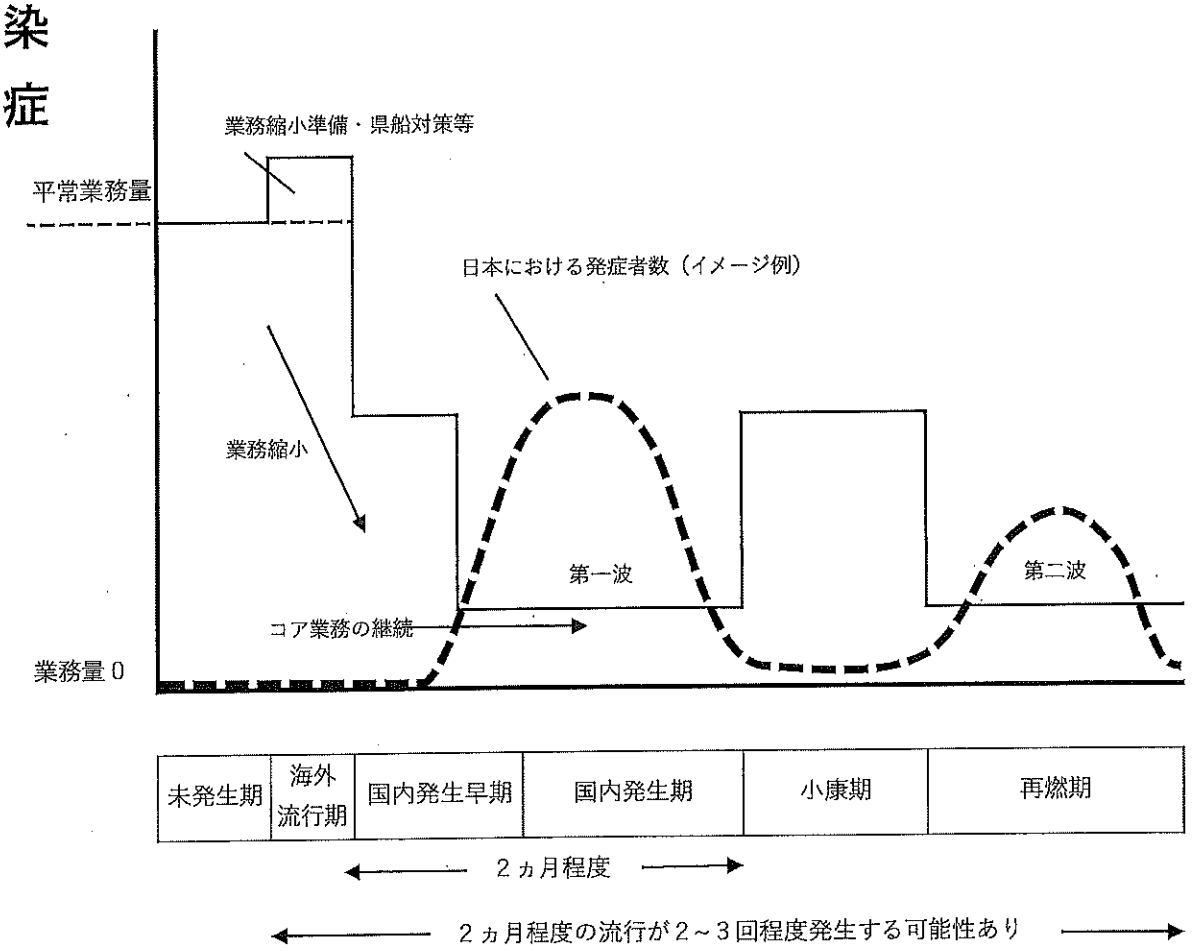

※「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」平成25年6月（平成30年6月一部改定 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）、「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」（平成27年3月 厚生労働省）を参考に本会作成